

資格参加機関関係者 各位

科目認定基準の弾力的運用について

新型コロナウイルスへの対応をめぐり、3月24日付けで文部科学省より「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」が各大学等に発出されました。それにとともに、各大学等において授業の開始時期・回数・形態等に関して、通常とは異なる柔軟な対応策が示されつつあります。

当協会にも、授業回数が科目認定の基準を満たさない場合に関する問い合わせが複数の大学から届いております。これらの点をふまえ、当協会では、今般の特別な事情に鑑み、令和2年度開講科目の実際の授業について、科目認定基準を弾力的に運用することとしました。具体的には、各大学で正式に認められた対応策にしたがう場合、科目認定基準に示された規定の授業時間を満たせなかったり、授業の形態が科目説明書から変更されたりしたとしても、各科目の確認項目が授業内容として確保されていれば認定基準を満たしているものと同等とみなし、すでに認定を得ている科目の見直しは行わないことといたします。連絡責任者各位におかれましては、今回の弾力的運用の趣旨をご理解いただき、今後とも、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

2020年3月27日

一般社団法人 社会調査協会
理事長 盛山和夫
科目認定委員長 小内 透